

◎必ずお読みのうえ、お申込ください

別添

平成26年度 第2回 障害者就職面接会

(愛知労働局職業対策課)

「参加を希望される事業主の皆様へ」

1. 面接会の主旨・目的

障害者の安定的な常用雇用を目指すため、求職登録中の常用就職を目指す障害者と障害者の採用を計画する事業主が一堂に会する「障害者就職面接会」(以下「面接会」)を開催し、障害者の一層の雇用促進を図ることを目的とします。

2. 参加申込にあたって

① 事前に管轄するハローワークに求人申込みを行ってください。(求人申込用紙は通常のものと同じです。)

なお、この求人は面接会専用の求人ですので、通常で募集する求人とは別のものにして、**くれぐれも面接会前に「充足・取消し」とならないようお願いします。**

◎本面接会は参加障害者の事前申込制となっています。参加申込締切後に面接会への参加を取り止めた場合、参加障害者の面接に大きな影響を与えるため、**次回以降の参加申込をお断りさせていただく場合があります。**

② 求人申込みの際は「〇〇〇地区の障害者就職面接会用の求人である」旨を必ずお申し出ください。面接会専用の求人として、一般公開は行いません。

③ 受付けた求人は面接会用として冊子(求人情報)にします。参加申込者はこの求人情報をもとに、面接したい事業所を選ぶこととなりますので、**仕事の内容・職場環境などをできるだけ詳細に記入してください。**(別紙「障害者用求人を出す際、ご留意ください」を参考)

④ 参加申込みは、別紙「参加申込書」に「求人票」の求人番号、及びその他の必要事項を記入して、**愛知労働局職業対策課までFAXにてお申込ください。**(参加申込書を参照)

⑤ **参加申込みの期限は11月14日(金曜日)とします。**

なお、**期限日前に参加事業所計画数を超えるような場合は、先着順での受付とし、計画数に達した時点で参加申込みの受付を終了させていただきます**のでご了承ください。

受付を終了した場合は、愛知労働局のホームページでお知らせします。

3. 面接会の形態について (裏面「面接会の流れ」参考)

① 参加を希望する障害者は、事業所の名称及び求人情報(上記2③)を見て、事前に面接希望事業所を複数リクエストします。面接は、原則3社までとしています。

② より多くの面接が行えるよう面接時間は1回20分とし、開催時間内で7回の面接時間割りを組みます。(限られた時間ですので、後日書類選考及び再面接等を、面接会に引き続き行っていただきます。また、どのような手順で選考が進むのか当日面接障害者にお伝えください。)

③ 障害者からの面接リクエストを基に各事業所における面接順等を調整します。なお、この順番等については面接会当日にお伝えすることになりますのでご了承ください。

④ 上記③の調整により、**面接希望者が集中した事業所へは、面接会当日の面接担当者の増員をお願いします**ので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、**参加希望障害者が多数の場合は、1人の担当者に対して複数障害者の面接対応をしていただく場合があります**のでご了承ください。この場合、個別面接の形がとれない場合がありますのでご了承ください。

⑤ 当日は、事前申込以外の方の追加面接を事業所へお願いする場合があります。**午後3時10分までは必ずブースに在席していただきますようお願いします。**

4. その他

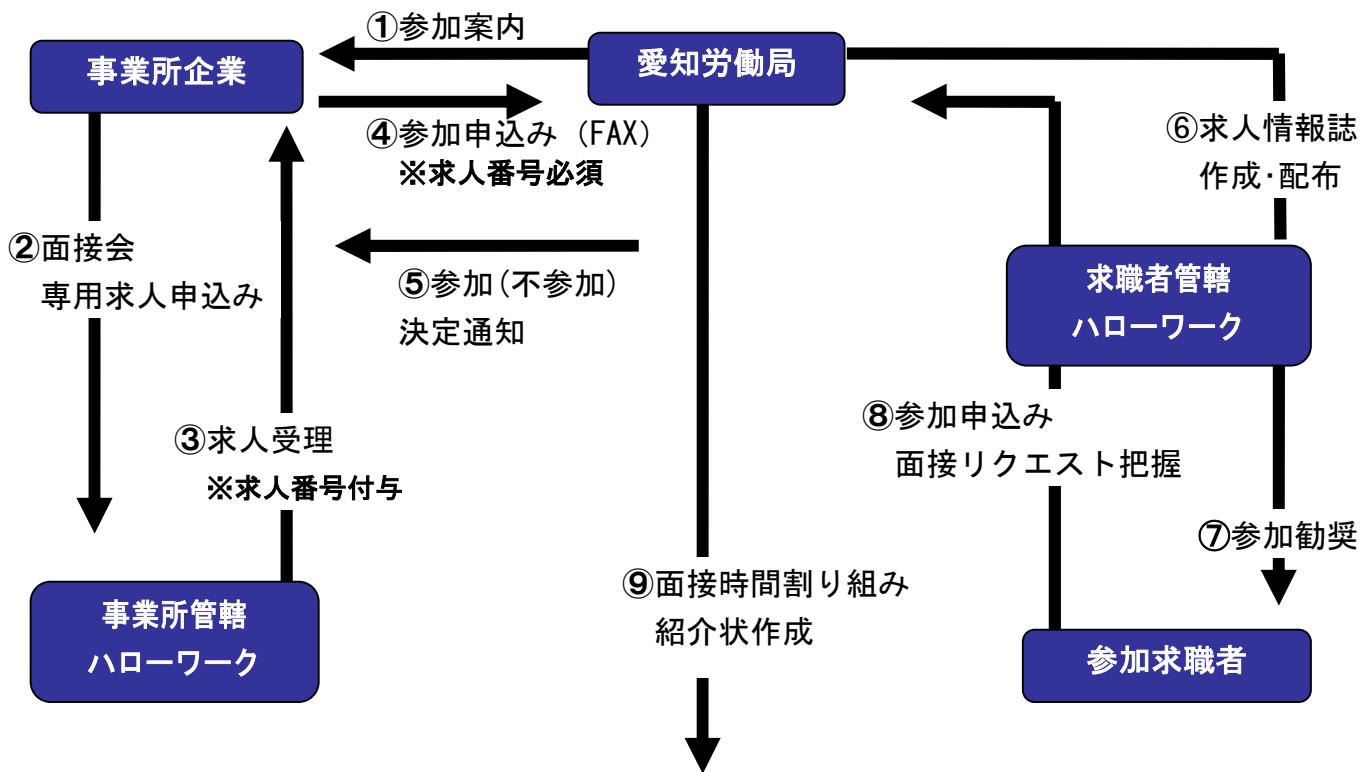
① 参加決定等については、後日通知いたします。なお、平成26年12月中旬を過ぎても通知がない場合は、恐れ入りますが、参加申込書下段の問合せ先へご連絡くださいますようお願いいたします。

② 本面接会では、**障害者トライアル雇用及び障害者短時間トライアル雇用を活用する求人は対象外とさせていただきます**のでご了承ください。

③ 本面接会に参加する障害者の大半が、愛知県内での就労希望の為、**求人就業場所が県外のみ**の場合は、**原則、対象外とさせていただきます**のでご了承ください。

④ できるだけ多くの企業にご参加いただきたい為、「名古屋・尾張地区」、「三河地区」のいずれか1地区への参加でお願いします。

■■■ 面接会の流れ ■■■



■ 面接会当日 ■

12:00 受付開始 12:45 開催 13:00 面接開始 16:00 終了

■ 1回 20分の面接時間で、計7回の枠組み

※求職者の希望状況により、面接空き時間が出来る場合があります。
 ※空き時間帯については、当日求職者から追加面接を受付けます。該当者がいる場合はスタッフから「追加面接受付票」をお渡ししますので、その方の面接についてもお願いします。
 ※面接希望者が多数の場合は、面接担当者を増員していただくか、1名の担当で複数の求職者を面接していただく場合があります。

■ 「個人票」で面接

※事業所ブースには面接予定求職者名簿（事業所カード）が置いてあります。
 ※時間になると、面接者が席につき、個人票（簡易履歴書）、紹介状を担当者に提出します。
 ※当日、追加面接者の紹介状については、後日、ハローワークより事業所へ送付します。

■ 面接後（二次面接等を含む）、採否結果をハローワークに報告

※面接者への結果通知は、求人票記載の採否決定日以内をお願いします。
 ※不採用の場合は、「個人票」（個人情報）を面接者に返却・返送してください。

仕事の内容を詳細に！

障害のある方は一般の方に比べ、不得手なことが明確であり、求職者ご本人もそのことを認識している場合が非常に多いです。

例えば、車椅子を常時使用する方であれば、座位の作業なのかどうかを非常に重視されますし、視覚障害の方は細かい作業を好まない傾向があります。また、内部疾患の方は重量物の持ち運びを主治医から制限されていることもあります。

求人票の仕事内容欄の記載事項が少なく、例えば簡単に「出荷作業、品質管理」と記載されているだけでは、求職者の方も具体的にどこまでの職業能力を求められているのか、イメージできません。

仕事の内容を詳細に記入していただくことにより、求人・求職のミスマッチが大幅に減少する可能性があります。

求人の仕事内容欄について、詳細な記載をお願いいたします。

▼「仕事の内容」欄に記載されていると望ましい事柄（職種別）

事務職

- ①使用するソフトの種類
- ②必要とされるパソコンのスキルの程度
- ③来客対応、電話の取次ぎ、外出用務等の有無

IT技術職

- ①恒常的な残業の有無
- ②出張の有無
- ③顧客対応の有無
- ④使用するプログラミング言語の種類

接客業

- ①店舗規模（席数など）
- ②金銭を扱うレジ業務の有無
- ③通院等に配慮したシフト体制の可否

運転等

- ①運搬する品物はなにか
- ②運搬する品物の重量は具体的に何キロ位のものか
- ③運転する距離・時間はどのくらいになるのか

製造業

- ①ライン作業かどうか
- ②作業体勢（立ち作業・すわり作業）
- ③扱うものの重さ・大きさ
- ④作るものの種類（同じものを作り続けるのか、定期的に変わるのか等）

清掃

- ①作業場所はどこか（工場、トイレ、事務所等）
- ②作業場所は単一か複数か
- ③具体的にどのような作業を行うのか（モップがけ、ごみの収集、ワックスかけ等）
- ④グループ作業か単独作業か

公共職業安定所の所在地及び管轄区域等一覧表

安定所番号	安定所名 (出張所名)	所在地 (郵便番号)	電話	管轄区域
2302	名古屋中	名古屋市中村区名駅南1-21-5 (〒450-0003)	★ハローワーク・コールセンター 052 (582) 8171	西区 中村区 中区 北区 中川区 北名古屋市 西春日井郡 清須市
2303	名古屋南	名古屋市熱田区旗屋2-22-21 (〒456-8503)	★ハローワーク・コールセンター 052 (681) 1211	熱田区 港区 南区 瑞穂区 緑区 豊明市
2301	名古屋東	名古屋市名東区平和が丘1-2 (〒465-8609)	★ハローワーク・コールセンター 052 (774) 1115	千種区 昭和区 守山区 名東区 天白区 東区 日進市 長久手市 愛知郡東郷町
2304	豊橋	豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎1階)	★ハローワーク・コールセンター 0532 (52) 7191	豊橋市 田原市
2305	岡崎	岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎1階)	0564 (52) 8609	岡崎市 額田郡
2306	一宮	一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎内)	★ハローワーク・コールセンター 0586 (45) 2048	一宮市 稲沢市(平和町を除く)
2307	半田	半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎1階)	0569 (21) 0023	半田市 常滑市 東海市 知多市 知多郡
2308	瀬戸	瀬戸市東長根町86	0561 (82) 5123	瀬戸市 尾張旭市
2309	豊田	豊田市常盤町3-25-7	0565 (31) 1400	豊田市 みよし市
2310	津島	津島市寺前町2-3	0567 (26) 3158	津島市 愛西市 弥富市 海部郡 あま市 稲沢市(平和町)
2311	刈谷	刈谷市若松町1-46-3	★ハローワーク・コールセンター 0566 (21) 5001	刈谷市 安城市 知立市 高浜市 大府市
	碧南出張所	碧南市浅間町1-41-4	0566 (41) 0327	碧南市
2312	西尾	西尾市熊味町小松島41-1	0563 (56) 3622	西尾市
2313	犬山	犬山市松本町2-10	0568 (61) 2185	犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡
2314	豊川	豊川市千歳通1-34	0533 (86) 3178	豊川市
	蒲郡出張所	蒲郡市港町16-9	0533 (67) 8609	蒲郡市
2315	新城	新城市西入船24-1	0536 (22) 1160	新城市 北設楽郡
2317	春日井	春日井市大手町2-135	0568 (81) 5135	春日井市 小牧市

◎「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号について

「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号は、自動音声応答による取り次ぎサービスを行っています。
音声案内にしたがって、コード番号の「1」と「#」を押すことによって、総合案内係へお取り次ぎを行います。

【音声案内の流れ】

- ①「こちらはハローワーク(安定所名)でございます。」
- ②「総合受付をご希望の方は「1#」を個別のお問い合わせをご希望の方は「部門コード」と「#」を押してください。」

②の後で、ご使用の電話機のダイヤルキーの「1」と「#」を押していただければ、総合受付にて担当の係へお取次ぎします。